

**令和5年度公益財団法人日本パラスポーツ協会補助
障害者スポーツ振興事業「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業」実施要項**

- 1 目的** 障がいのある人が継続的にスポーツを実施するためには、障がいのある人ない人がともにスポーツを実施する環境整備と障がいのある人が身近な環境でスポーツを実施するためのアクセス改善が必要である。本事業では、地域のパラスポーツ振興の拠点である「障がい者スポーツセンター」やより身近にあるスポーツ施設にパラスポーツの用具を整備し、障がいのある人が身近な地域で気軽に運動・スポーツに楽しめる環境を構築することを目的とする。
- 2 期間** 委託対象となる事業の実施期間は、委託契約締結日～令和7年2月17日（月）
※委託契約締結前に要した経費は対象経費として取り扱えないので注意すること。
※令和7年2月17日（月）までに精算・報告業務が終了すること。
※やむを得ない事情がある場合は、期限の延長を認めることがある。
- 3 対象団体** (1) 都道府県・市区町村（政令指定都市は除く）
※都道府県は域内の市区町村分の申請書等を取りまとめて提出。
(2) 政令指定都市
※ただし、対象団体（1）（2）において、対象となるスポーツ施設等は障がい者の利用制限を行っていない場合とする。なお、本事業を契機に障がい者への利用制限をなくす場合は対象とする。
(3) 日本パラスポーツ協会登録都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会
(4) 日本パラスポーツ協会登録障がい者スポーツ競技団体
(5) 日本パラスポーツ協会登録障がい者スポーツセンター
- 4 対象事業** 上記目的に沿って対象団体が行う障がい者が身近な場所で運動・スポーツを実施するための用具等の整備を行う事業を対象とする。
- 5 内容例** (1) 陸上競技や水泳のスタート時に使用する、聴覚障がい者用の光刺激スタート発信装置等の整備
(2) 仮設床材など、スポーツ施設において車いすを用いて競技を実施する際に必要なものの整備
(3) ネット、ゴール等の競技の実施に必要な用具の整備
(4) スポーツ用車いすなどの用具の整備
(5) その他、障がい者がスポーツを実施する上で必要な用具の整備
※注：施設にて恒常的に設置して使用する用具や建物等に固着されているものは対象外とする。
- 6 委託金の上限額** 1,500万円（税込）
※ただし、聴覚障がい者用の光刺激スタート発信装置等の競技に必要な情報保証機器の購入費用は、総額500万円まで、上限額の算定から除外するものとする。

- 7 委託金額 委託金額の決定は、申請者の計画内容や予算等を審査及び調整の上決定する。
(1) 申請額は、1団体50万円以上の用具等の整備費を対象とする。
(2) 委託金額は、申請された全事業の件数、金額等によって減額等調整することがある。また、聴覚障がい者用の光刺激スタート発信装置等の購入を含む申請は優先的に採択することがある。
- 8 対象経費 「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業 事務の手引き」の「【別紙】対象経費等一覧」を参照のこと。
- 9 申請方法 所定の申請書に必要な事項を記入の上、見積書等用具の購入金額を確認できる書類を添えて紙媒体とデータの両方を提出すること。
【提出書類】申請書・事業計画書(様式2)、予算書(様式3)、予算明細(様式3-2)、見積書等用具の購入金額を確認できる書類
- 10 申請期間 1次申請期間 令和5年12月22日(金)～令和6年1月31日(水)
2次申請期間 令和6年2月7日(水)～3月15日(金)
※1次申請期間に提出されたものから審査・採択を行う。
※1次申請で予算額を上回った場合は、2次申請を行わない場合がある。
※各団体への委託決定後、当事業予算に満たない場合は、申請期間終了後も随時募集を行うことがある。
- 11 委託決定 提出書類を審査の上、3月中に随時申請団体へ通知する。
- 12 委託契約 対象となった申請団体と当協会にて委託契約を締結した上で実施することとし、契約期間外の経費は対象外とする。
- 13 その他 (1) 事業計画書は目的、対象者等が分かるように、詳しく記載したものを提出すること。
(2) 国や都道府県等の補助金及び民間団体の助成金と重複しないよう、申請前に確認すること。
(3) 本事業で購入した用具名、保管場所については当協会のホームページ等で公開することがある。

14 申請/問合せ先

公益財団法人日本パラスポーツ協会

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6

電話：03-5939-7021 FAX03-5641-1213

E-mail：jpsa-04shien@parasports.or.jp

担当：スポーツ推進部(鈴木亜弥子、三澤、荻原)